

DataClasys 製品使用許諾契約書

重要 - 以下を注意深くお読み下さい。

「DATA SEALED SAFER」は株式会社データクレシスが開発/販売する「DataClasys」をベースとして提供されます。よって、「DATA SEALED SAFER」を使用にあたっては、この「DataClasys 製品使用許諾契約書」を承諾の上で使用することができます。なお、この「DataClasys 製品使用許諾契約書」の「DataClasys」を「DATA SEALED SAFER」に「乙の指定する代理店」を「santec Japan 株式会社」に読み替えるものとします。また、「DATA SEALED SAFER」の使用期間はご購入されたライセンスに適用される使用期間となり、この「DataClasys 製品使用許諾契約書」の全ての条項に同意をされることで「DATA SEALED SAFER」を当該使用期間ご使用いただくことができます。なお、「DATA SEALED SAFER」の著作権・商標権は「DataClasys 製品使用許諾契約書」2. 著作権等の定めにかかわらず santec Japan 株式会社 に帰属します。

DataClasys 製品使用許諾契約書

「DataClasys 製品使用許諾契約書」（以下「本契約」といいます）は、DataClasys ソフトウェア製品（DataClasys サーバ ソフトウェア、DataClasys マネージャクライアント ソフトウェア、DataClasys ユーザクライアント ソフトウェア（以下 併せて「本ソフトウェア」といいます））に関してお客様（本ソフトウェアを購入されて保有する個人または法人のいずれであるかを問わず、以下「甲」といいます）と株式会社データクレシス（以下「乙」といいます）との間に締結される法的な契約に関する事項が記載されています。甲が、本ソフトウェアをインストールされると、本契約の全ての条項に同意されたものとみなされ、甲乙間で本契約が締結されたこととなります。

1. 使用権の許諾

乙は、甲に対して本契約に基づき、日本国内での、本ソフトウェアの非独占的、譲渡不可能な使用を許諾します。なお、甲において会社合併などが行われた場合、甲の本契約上の地位の移転については会社法の規定に従うものとします。

(1)使用の範囲：甲は、DataClasys サーバ ソフトウェアをインストールした日から、本ソフトウェアを使用することができます。ライセンスファイルに登録された ID ファイル数分の ID を使用することができます。なお、ライセンスファイルに登録された ID ファイル数を越えてご使用される場合は ID 数追加ライセンスを購入する必要があります。

(2)使用の中止と破棄：甲は本契約の有効期間中に本ソフトウェアの使用を止めた場合、その時点で本ソフトウェアをアンインストールし破棄しなければなりません。

(3)複製：甲は本ソフトウェアを複製することができます。ただし、甲以外が複製することはできません。

2. 著作権等

本契約により甲に本ソフトウェアに関する著作権、特許権、商標権、ノウハウなどの一切の知的所有権を譲渡するものではありません。本ソフトウェアに関する著作権、特許権、商標権、ノウハウなどの知的所有権は、the OpenSSL Project Toolkit, mhook API hooking library, Microsoft Research Detours Package に含まれるモジュールを除き乙に帰属します。また、本ソフトウェアは、日本国の特許法、著作権法その他の法規により保護されています。

3. 権利の制限

(1)甲は以下の行為を行うことは禁止されています。

- ・本ソフトウェアのリバース・エンジニアリング、逆コンパイル、または逆アセンブルを行うこと。
- ・本ソフトウェアの全てまたは一部を利用した派生製品の作成もしくはそのための作業を行うこと。
- ・本ソフトウェアの所有権に関する表示またはロゴの削除を行うこと。
- ・乙の事前の書面による了承なしに、本ソフトウェアおよび本契約を第三者に対し貸与、再販、配信、リース、レンタル、譲渡を行うこと。
- ・本ソフトウェアを第三者が複製できるよう公開すること。

(2)甲は、本契約終了の前後を問わず、故意または過失にかかわらずいかなる場合においても本契約において知り得た、本ソフトウェアのコード・構造・編成等に関する情報を第三者に対して乙の許可なく開示したり、漏洩したりすることはできません。

(3)甲が本契約に違反し、乙が書面により是正を催告したにもかかわらず、甲が是正しない場合、甲は本契約の全権利を直ちに失います。

4. ソフトウェアの更新

本ソフトウェアの一部または全部は甲に予告なく更新される場合があります。なお、本契約の有効期間中、甲はこの指定する販売代理店から提供される CD・DVD などの記録メディアもしくはインターネット上のサイトより更新された本ソフトウェアの全部または一部をダウンロードして使用することができます。

5. ソフトウェアサポート

甲は乙の指定する販売代理店より本ソフトウェアに関するテクニカルサポートを本契約有効期間中に受けることができます。

6. 保証の免責

乙は、本ソフトウェアを「原状のまま」で提供します。本ソフトウェアに関し、次項に定める限定保証を除き、明示的または黙示的にかかわらず商品性、特定の目的への適合性、および権利侵害の不存在、契約不適合責任または黙示の保証責任を負いません。また、乙および乙の指定する販売代理店は、本契約および本契約に関連するいかなる損害（逸失利益や派生的、付随的損害などを含む一切の損害）に責任を負わないものとします。

7. 限定保証

乙は、甲に対して本契約の有効期間中、以下の保証と救済をします。

(1)保証：甲が乙の提供する説明資料に従うことを条件として、本ソフトウェアは同梱されたマニュアル、制限事項、その他資料に従って実質的に動作することを保証します。

(2)救済：乙は、前号の保証に違反した場合、無償での本ソフトウェアの修補、交換または返品による代金の返還（製品のライセンス利用費用のみが対象となります）のいずれかを行います。

8. 責任の制限

甲は、本ソフトウェアの使用にあたって、本ソフトウェアで暗号化したファイル（データ）が破損した場合や甲が乙提供の説明資料等に記載の事項を実施しなかった場合などにおいては、本ソフトウェアで暗号化したファイル（データ）の復号ができない等のリスクがあることを了承のうえ本ソフトウェアを使用するものとします。また、乙および乙の指定する販売代理店は、甲の本ソフトウェアの使用または使用不能から生じるいかなる損害（逸失利益や派生的、付随的損害などを含む一切の損害）について、乙の故意または重過失により生じた場合を除き一切の責任を負いません。なお、当該損害の可能性について、乙または乙の指定する販売代理店もしくはその他の第三者から知らされている場合であっても、同様となります。また、甲の本ソフトウェアの使用に関連して甲と第三者との間に生じたいかなる紛争についても乙および乙の指定する販売代理店は一切の責任を負いません。

9. 輸出

甲は本ソフトウェアの一部または全部を日本国外に輸出、持ち出す場合に日本国および相手国の法律に従わなければなりません。

10. 契約の終了

本契約は、甲が本ソフトウェアの購入にあたっての申込書に虚偽の記載をした場合もしくは本契約の各事項に反した場合、乙は本契約を終了することができます。また、甲は本契約の有効期間中であっても乙に通知することで本契約を終了させることができます。ただし、この場合、乙および乙の指定する販売代理店は返金等を行いません。また、本契約が終了した場合、甲は本ソフトウェアをアンインストールの上複製物等を全て乙に返却または廃棄しなければなりません。

11. その他

(1)法規により本契約のいずれかの条項が無効となっても、本契約の他の条項に関する有効性には影響しません。

(2)本契約は、日本国法に準拠し、それに従って解釈されるものとします。また、本契約または本ソフトウェアに関して紛争が生じたときには、訴訟額に応じて、乙の本店所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(3)本契約は甲と乙との間で完全合意したものとします。本契約は乙と甲との以前のすべての取り決め（書面・口頭に関わらず）に優先します。

制定日 2025年3月21日

改訂日 2025年3月21日

株式会社データクレシス